

頁	新：清掃業務共通仕様書(平成 30 年 07 月)	旧：清掃業務共通仕様書(平成 29 年 02 月)	改訂内容
新:表紙 旧:表紙	<p data-bbox="498 632 1219 695" style="text-align: center;">道路清掃業務共通仕様書</p> <p data-bbox="694 1268 1018 1325" style="text-align: center;">平成 30 年 7 月</p> <div data-bbox="575 1612 1145 1738" style="text-align: center;"><p data-bbox="736 1633 1145 1738">ひと・まち・くらしをネットワーク 首都高速道路 株式会社</p></div>	<p data-bbox="1739 632 2460 695" style="text-align: center;">道路清掃業務共通仕様書</p> <p data-bbox="1920 1268 2267 1325" style="text-align: center;">平成 29 年 2 月</p> <div data-bbox="1813 1612 2383 1738" style="text-align: center;"><p data-bbox="1973 1633 2383 1738">ひと・まち・くらしをネットワーク 首都高速道路 株式会社</p></div>	<p data-bbox="2724 180 2783 212" style="color: red;">変更</p>

頁	新：清掃業務共通仕様書(平成30年07月)	旧：清掃業務共通仕様書(平成29年02月)	改訂内容
	第1章 総則	第1章 総則	<u>変更</u>
	第1節 一般事項	第1節 一般事項	
			(略)
新:9 旧:9	1. 1. 5 日数の解釈 契約書類において使用する契約工期、指示工期及びその他の日数は、清掃契約書第1条第10項によるものとし、すべて暦日で示され、 <u>土曜日</u> 、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、年末年始の12月29日から翌年1月3日までの間、天候不良等による休業休止日等を含むものとする。	1. 1. 5 日数の解釈 契約書類において使用する契約工期、指示工期及びその他の日数は、清掃契約書第1条第10項によるものとし、すべて暦日で示され、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、年末年始の12月29日から翌年1月3日までの間、天候不良等による休業休止日等を含むものとする。	<u>追加</u>
新:9 旧:9	1. 1. 6 遵守すべき法令等 1 受注者は、当該清掃業務に関する諸法令を遵守し、諸法令の適用及び運用は受注者の責任と費用において行わなければならない。 なお、主な法令は以下に示す通りである。 <u>(1)会計法（平成18年6月改正 法律第53号）</u> <u>(2)建設業法（平成26年6月改正 法律第69号）</u> <u>(3)下請代金支払遅延等防止法（平成21年6月改正 法律第51号）</u> <u>(4)労働基準法（平成27年5月改正 法律第31号）</u> <u>(5)労働安全衛生法（平成27年5月改正 法律第17号）</u> <u>(6)作業環境測定法（平成26年6月改正 法律第82号）</u> <u>(7)じん肺法（平成26年6月改正 法律第82号）</u> <u>(8)雇用保険法（平成28年6月改正 法律第63号）</u> <u>(9)労働者災害補償保険法（平成27年5月改正 法律第17号）</u> <u>(10)健康保険法（平成28年12月改正 法律第114号）</u> <u>(11)中小企業退職金共済法（平成28年6月改正 法律第66号）</u> <u>(12)建設労働者の雇用の改善等に関する法律（平成28年5月改正 法律第47号）</u> <u>(13)出入国管理及び難民認定法（平成28年11月改正 法律第89号）</u> <u>(14)道路法（平成28年3月改正 法律第19号）</u> <u>(15)道路交通法（平成27年9月改正 法律第76号）</u> <u>(16)道路運送法（平成28年12月改正 法律第106号）</u> <u>(17)道路運送車両法（平成28年11月改正 法律第86号）</u> <u>(18)砂防法（平成25年11月改正 法律第76号）</u> <u>(19)地すべり等防止法（平成26年6月改正 法律第69号）</u> <u>(20)河川法（平成27年5月改正 法律第22号）</u> <u>(21)海岸法（平成26年6月改正 法律第69号）</u> <u>(22)港湾法（平成28年5月改正 法律第45号）</u> <u>(23)港則法（平成28年5月改正 法律第42号）</u> <u>(24)漁港漁場整備法（平成26年6月改正 法律第69号）</u> <u>(25)下水道法（平成27年5月改正 法律第22号）</u> <u>(26)航空法（平成28年5月改正 法律第51号）</u> <u>(27)公有水面埋立法（平成26年6月改正 法律第51号）</u> <u>(28)軌道法（平成18年3月改正 法律第19号）</u> <u>(29)森林法（平成28年5月改正 法律第47号）</u> <u>(30)環境基本法（平成26年5月改正 法律第46号）</u> <u>(31)火薬類取締法（平成27年6月改正 法律第50号）</u> <u>(32)大気汚染防止法（平成27年6月改正 法律第41号）</u> <u>(33)騒音規制法（平成26年6月改正 法律第72号）</u> <u>(34)水質汚濁防止法（平成28年5月改正 法律第47号）</u> <u>(35)湖沼水質保全特別措置法（平成26年6月改正 法律第72号）</u> <u>(36)振動規制法（平成26年6月改正 法律第72号）</u> <u>(37)廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成27年7月改正 法律第58号）</u> <u>(38)文化財保護法（平成26年6月改正 法律第69号）</u> <u>(39)砂利採取法（平成27年6月改正 法律第50号）</u> <u>(40)電気事業法（平成28年6月改正 法律第59号）</u> <u>(41)消防法（平成27年9月改正 法律第66号）</u>	1. 1. 6 遵守すべき法令等 1 受注者は、当該清掃業務に関する諸法令を遵守し、諸法令の適用及び運用は受注者の責任と費用において行わなければならない。 なお、主な法令は以下に示す通りである。 (1) 建設業法（昭和24年 法律第100号） (2) 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年 法律第120号） (3) 労働基準法（昭和22年 法律第49号） (4) 労働安全衛生法（昭和47年 法律第57号） (5) 職業安定法（昭和22年 法律第141号） (6) 作業環境測定法（昭和50年 法律第28号） (7) じん肺法（昭和35年 法律第30号） (8) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年 法律第33号） (9) 出入国管理及び難民認定法（平成3年 法律第94号） (10) 道路法（昭和27年 法律第180号） (11) 道路交通法（昭和35年 法律第105号） (12) 道路運送法（昭和26年 法律第183号） (13) 道路運送車両法（昭和26年 法律第185号） (14) 砂防法（明治30年 法律第29号） (15) 地すべり等防止法（昭和33年 法律第30号） (16) 河川法（昭和39年 法律第167号） (17) 海岸法（昭和31年 法律第101号） (18) 港湾法（昭和25年 法律第218号） (19) 港則法（昭和23年 法律第174号） (20) 漁港漁場整備法（昭和25年 法律第137号） (21) 下水道法（昭和33年 法律第79号） (22) 航空法（昭和27年 法律第231号） (23) 公有水面埋立法（大正10年 法律第57号） (24) 軌道法（大正10年 法律第76号） (25) 森林法（昭和26年 法律第249号） (26) 環境基本法（平成5年 法律第91号） (27) 火薬類取締法（昭和25年 法律第149号） (28) 大気汚染防止法（昭和43年 法律第97号） (29) 騒音規制法（昭和43年 法律第98号） (30) 水質汚濁防止法（昭和45年 法律第138号） (31) 湖沼水質保全特別措置法（昭和59年 法律第61号） (32) 振動規制法（昭和51年 法律第64号） (33) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年 法律第137号） (34) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年 法律第48号） (35) 文化財保護法（昭和25年 法律第214号） (36) 砂利採取法（昭和43年 法律第74号） (37) 電気事業法（昭和39年 法律第170号） (38) 消防法（昭和23年 法律第186号） (39) 測量法（昭和24年 法律第188号） (40) 建築基準法（昭和25年 法律第201号） (41) 雇用保険法（昭和49年 法律第116号）	<u>変更</u>

頁	新：清掃業務共通仕様書(平成30年07月)	旧：清掃業務共通仕様書(平成29年02月)	改訂内容
	<p>(42)測量法(平成23年6月改正 法律第61号)</p> <p>(43)建築基準法(平成28年6月改正 法律第72号)</p> <p>(44)都市公園法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(45)建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成26年6月改正 法律第55号)</p> <p>(46)土壌汚染対策法(平成26年6月改正 法律第51号)</p> <p>(47)駐車場法(平成23年12月改正 法律第122号)</p> <p>(48)海上交通安全法(平成28年5月改正 法律第42号)</p> <p>(49)海上衝突予防法(平成15年6月改正 法律第63号)</p> <p>(50)海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(平成26年6月改正 法律第73号)</p> <p>(51)船員法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(52)船舶職員及び小型船舶操縦者法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(53)船舶安全法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(54)自然環境保全法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(55)自然公園法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(56)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成27年9月改正 法律第66号)</p> <p>(57)国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成27年9月改正 法律第66号)</p> <p>(58)河川法施行法 抄(平成11年12月改正 法律第160号)</p> <p>(59)技術士法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(60)漁業法(平成28年5月改正 法律第51号)</p> <p>(61)空港法(平成25年11月改正 法律第76号)</p> <p>(62)計量法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(63)厚生年金保険法(平成28年12月改正 法律第114号)</p> <p>(64)航路標識法(平成28年5月改正 法律第42号)</p> <p>(65)資源の有効な利用の促進に関する法律(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(66)最低賃金法(平成24年4月改正 法律第27号)</p> <p>(67)職業安定法(平成28年5月改正 法律第47号)</p> <p>(68)所得税法(平成28年11月改正 法律第89号)</p> <p>(69)水産資源保護法(平成27年9月改正 法律第70号)</p> <p>(70)船員保険法(平成28年12月改正 法律第114号)</p> <p>(71)著作権法(平成28年5月改正 法律第51号)</p> <p>(72)電波法(平成27年5月改正 法律第26号)</p> <p>(73)土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (平成27年6月改正 法律第40号)</p> <p>(74)労働保険の保険料の徴収等に関する法律(平成28年3月改正 法律第17号)</p> <p>(75)農薬取締法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(76)毒物及び劇物取締法(平成27年6月改正 法律第50号)</p> <p>(77)特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成27年6月法律第50号)</p> <p>(78)公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成26年6月法律第56号)</p> <p>(79)警備業法(平成23年6月改正 法律第61号)</p> <p>(80)個人情報保護に関する法律(平成28年5月改正 法律第51号)</p> <p>(81)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(82)車両制限令(平成26年5月改正 政令第187号)</p> <p>(83)道路交通法施行令(平成28年7月改正 政令第258号)</p> <p>2 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにならなければならない。</p> <p>3 受注者は、当該清掃業務の設計図書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし、不相当であったり矛盾していることが判明した場合には直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。</p>	<p>(42)労働者災害補償保険法(昭和22年 法律第50号)</p> <p>(43)健康保険法(昭和11年 法律第70号)</p> <p>(44)中小企業退職金共済法(昭和34年 法律第160号)</p> <p>(45)海上運送法(昭和24年 法律第187号)</p> <p>(46)海上交通安全法(昭和47年 法律第115号)</p> <p>(47)海上衝突予防法(昭和52年 法律第62号)</p> <p>(48)酸素欠乏症等防止規制(昭和47年 労働省令42号)</p> <p>(49)都市公園法(昭和31年 法律第79号)</p> <p>(50)建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年 法律第104号)</p> <p>(51)駐車場法(昭和32年 法律第106号)</p> <p>(52)個人情報保護に関する法律(平成15年 法律第57号)</p> <p>(53)公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年 法律第18号)</p> <p>(54)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成12年 法律第127号)</p> <p>(55)騒音障害防止のためのガイドライン(平成4年10月)</p> <p>(56)手すり先行工法に関するガイドライン(平成21年4月)</p> <p>(57)警備業法(昭和47年 法律第117号)</p> <p>(58)国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年 法律第100号)</p> <p>2 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにならなければならない。</p> <p>3 受注者は、当該清掃業務の設計図書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし、不相当であったり矛盾していることが判明した場合には直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。</p>	
新:13 旧:13	<p>1. 1. 13 清掃業務の下請負 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p>	<p>1. 1. 13 清掃業務の下請負 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p>	(略) 変更

頁	新：清掃業務共通仕様書(平成30年07月)	旧：清掃業務共通仕様書(平成29年02月)	改訂内容
	<p>(1) 受注者が、清掃業務の履行につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。</p> <p>(2) 下請負者が当社の競争参加資格を持つ者である場合には、競争参加停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 下請負者は、当該下請負清掃業務の施工能力を有すること。</p>	<p>(1) 受注者が、清掃業務の履行につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。</p> <p>(2) 下請負者が当社の工事指名競争参加資格者である場合には、競争参加資格の停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 下請負者は、当該下請負清掃業務の施工能力を有すること。</p>	
<p>新:14 旧:13</p>	<p>1. 1. 14 施工体制台帳等</p> <p>1 受注者は、清掃業務を履行するために下請契約を締結した場合、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、工事着手までに、施工体制台帳等通知書を提出しなければならない。</p> <p>2 <u>施工体制台帳には下記の内容を記載しなければならない。</u> <u>(1)建設業法第二十四条の七第一項及び建設業法施行規則第十四条の二に掲げる事</u> <u>項</u> <u>(2)安全衛生責任者名、安全衛生推進者、雇用管理責任者名</u> <u>(3)清掃業務総括責任者、主任技術者(下請負を含む)及び元請負の専門技術者(専任している場合のみ)の顔写真</u> <u>(4)一次下請負人となる警備会社の商号または名称、現場責任者名、工期</u></p> <p>3 第1項の受注者は、国土交通省令に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、<u>公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。</u></p> <p>4 第1項の受注者は、清掃業務総括責任者に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。<u>名札は図-1.1を標準とする。</u></p> <div data-bbox="638 821 1121 1062" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">監理(主任)技術者</p> <p style="text-align: center;">氏名 ○○ ○○</p> <p style="text-align: center;">工事名 ○○改良工事</p> <p style="text-align: center;">工期 自○○年○○月○○日</p> <p style="text-align: center;">至○○年○○月○○日</p> <p style="text-align: center;">会社 ◇◇建設株式会社</p> <p style="text-align: center;">写真</p> <p style="text-align: center;">2 cm × 3 cm</p> <p style="text-align: center;">程 度</p> <p style="text-align: right;">印</p> </div> <p style="text-align: center;">[注1] 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。 [注2] 所属会社の社印とする。 図-1.1 名札の標準図</p> <p>5 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、そのつど速やかに提出しなければならない。</p>	<p>1. 1. 14 施工体制台帳等</p> <p>1 受注者は、清掃業務を履行するために下請契約を締結した場合、国土交通省令および「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成13年3月13日付け国官技第70号、国営技第30号)に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、工事着手までに、「施工体制台帳等通知書」を提出しなければならない。</p> <p>2 第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成13年3月13日付け国官技第70号、国営技第30号)に従って各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の受注者は、清掃業務総括責任者に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。</p> <p>4 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、そのつど速やかに提出しなければならない。</p>	<p style="color: red;">変更</p>
<p>新:15 旧:13</p>	<p>1. 1. 15 監督職員の権限及びその行使</p> <p>1 総括監督員</p> <p>(1) 総括監督員は、清掃契約書第7条第2項に規定する権限を有する。</p> <p>(2) 総括監督員は、決定、指示又は協議において、発注者の判断を行う者である。</p> <p>(3) 総括監督員は、第三者に現場監督を委任する事ができる。この場合においては、受注者に第三者の氏名と権限を通知するものとする。現場監督を委任した第三者を変更したときも同様とする。</p> <p>(4) 総括監督員が有する権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げるほか、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>イ 清掃契約書第2条の規定に基づく関連工事の調整</p> <p>ロ 清掃契約書第6条の規定に基づく受任者又は下請負人の通知の請求</p> <p>ハ 清掃契約書第8条第1項の規定に基づく通知の受理</p> <p>ニ 清掃契約書第9条の規定に基づく履行報告の受理</p> <p>ホ 清掃契約書第11条第1項から第6項及び第9項から第10項の規定に基づく貸与品の取扱い</p> <p>ヘ 清掃契約書第12条第4項の規定に基づき受注者に代わって行う物件の処分又は補修基地の修復若しくは取片付け</p> <p>ト 清掃契約書第12条第5項の規定に基づく受注者のとるべき措置の期限、方法等の決定</p> <p>チ 清掃契約書第13条第3項の規定に基づく調査結果の通知</p> <p>リ 清掃契約書第15条の規定に基づく補修工事の全部又は一部の施工の一時中止の通知</p> <p>ヌ 清掃契約書第16条第2項の規定に基づく契約単価の変更の発注者と受注者の協議開始日</p>	<p>1. 1. 15 監督職員の権限及びその行使</p> <p>1 総括監督員</p> <p>(1) 総括監督員は、清掃契約書第7条第2項に規定する権限を有する。</p> <p>(2) 総括監督員は、決定、指示又は協議において、発注者の判断を行う者である。</p> <p>(3) 総括監督員は、第三者に現場監督を委任する事ができる。この場合においては、受注者に第三者の氏名と権限を通知するものとする。現場監督を委任した第三者を変更したときも同様とする。</p> <p>(4) 総括監督員が有する権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げるほか、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>イ 清掃契約書第2条の規定に基づく関連工事の調整</p> <p>ロ 清掃契約書第6条の規定に基づく受任者又は下請負人の通知の請求</p> <p>ハ 清掃契約書第8条第1項の規定に基づく通知の受理</p> <p>ニ 清掃契約書第9条の規定に基づく履行報告の受理</p> <p>ホ 清掃契約書第11条第1項から第6項及び第9項から第10項の規定に基づく貸与品の取扱い</p> <p>ヘ 清掃契約書第12条第4項の規定に基づき之に代わって行う物件の処分又は補修基地の修復若しくは取片付け</p> <p>ト 清掃契約書第12条第5項の規定に基づく之のとるべき措置の期限、方法等の決定</p> <p>チ 清掃契約書第13条第3項の規定に基づく調査結果の通知</p> <p>リ 清掃契約書第15条の規定に基づく補修工事の全部又は一部の施工の一時中止の通知</p> <p>ヌ 清掃契約書第16条第2項の規定に基づく契約単価の変更の発注者と受注者の協議開始日</p>	<p style="color: red;">変更</p>

頁	新：清掃業務共通仕様書(平成 30 年 07 月)	旧：清掃業務共通仕様書(平成 29 年 02 月)	改訂内容
	<p>の通知</p> <p>ル 清掃契約書第 27 条第 1 項の規定に基づく破壊検査</p> <p>2 主任監督員</p> <p>(1) 総括監督員は、清掃業務の履行についての監督のため主任監督員を定めるものとする。主任監督員は、総括監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を有するものとする。</p> <p>(2) 主任監督員は、契約書類の定めるところにより、現場代理人等に指示、承諾又は協議を行うことができる。</p> <p>(3) 主任監督員は、必要と認める清掃業務について、随時立会、又は担当監督員に命じて立会わせることができる。</p> <p>(4) 主任監督員の有する権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げる事項のほか、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>イ 清掃契約書第 2 条の規定に基づく関連工事の調整</p> <p>ロ 清掃契約書第 6 条の規定に基づく受任者又は下請負人の通知の請求</p> <p>ハ 清掃契約書第 7 条第 2 項に掲げる権限</p> <p>ニ 清掃契約書第 7 条第 4 項に掲げる行為</p> <p>ホ 清掃契約書第 7 条第 5 項に掲げる受領行為</p> <p>ヘ 清掃契約書第 9 条の規定に基づく履行報告の受理</p> <p>ト 清掃契約書第 11 条第 2 項に掲げる検査</p> <p>チ 清掃契約書第 13 条第 2 項に掲げる調査</p> <p>リ 清掃契約書第 17 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項に掲げる権限</p> <p>3 担当監督員</p> <p>(1) 総括監督員は、清掃業務の履行についての監督のため担当監督員を定めるものとする。担当監督員は、総括監督員又は主任監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を有するものとする。</p> <p>(2) 担当監督員は、主任監督員の指示に基づき行う契約書類に定める検査及び立会（確認を含む）を行うことができる。</p> <p>(3) 担当監督員は、清掃業務現場において、清掃業務履行方法等について必要な指示を行うことができる。</p> <p>(4) 担当監督員の権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げる事項のほか、主任監督員の権限と行為とされる事項のうち、次の各号に掲げるものを主任監督員の指示に基づき行うものとする。</p> <p>イ 清掃契約書第 7 条第 2 項第 2 号に掲げる権限</p> <p>ロ その他主任監督員が必要と認める事項</p> <p>4 施行管理員</p> <p>総括監督員は、担当監督員を補助させるために施行管理員を定め、前項(2)から(4)に規定する担当監督員の行為を行使させることができるものとする。</p> <p>5 監督職員は、その権限を行使するときは、「工事打合せ簿」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他の理由により、受注者に対して口頭による指示又は承諾を行ったときは、受注者は、当該指示又は承諾に従わなければならない。</p> <p>6 前項の口頭による指示又は承諾は、当該指示又は承諾の日から 7 日以内に、工事打合せ簿により、監督職員と受注者の間において確認されなければならない。</p>	<p>の通知</p> <p>ル 清掃契約書第 27 条第 1 項の規定に基づく破壊検査</p> <p>2 主任監督員</p> <p>(1) 総括監督員は、清掃業務の履行についての監督のため主任監督員を定めるものとする。主任監督員は、総括監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を有するものとする。</p> <p>(2) 主任監督員は、契約書類の定めるところにより、現場代理人等に指示、承諾又は協議を行うことができる。</p> <p>(3) 主任監督員は、必要と認める清掃業務について、随時立会、又は担当監督員に命じて立会させることができる。</p> <p>(4) 主任監督員の有する権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げる事項のほか、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>イ 清掃契約書第 2 条の規定に基づく関連工事の調整</p> <p>ロ 清掃契約書第 6 条の規定に基づく受任者又は下請負人の通知の請求</p> <p>ハ 清掃契約書第 7 条第 2 項に掲げる権限</p> <p>ニ 清掃契約書第 7 条第 4 項に掲げる行為</p> <p>ホ 清掃契約書第 7 条第 5 項に掲げる受領行為</p> <p>ヘ 清掃契約書第 9 条の規定に基づく履行報告の受理</p> <p>ト 清掃契約書第 11 条第 2 項に掲げる検査</p> <p>チ 清掃契約書第 13 条第 2 項に掲げる調査</p> <p>リ 清掃契約書第 17 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項に掲げる権限</p> <p>3 担当監督員</p> <p>(1) 総括監督員は、清掃業務の履行についての監督のため担当監督員を定めるものとする。担当監督員は、総括監督員又は主任監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を有するものとする。</p> <p>(2) 担当監督員は、主任監督員の指示に基づき行う契約書類に定める検査及び立会（確認を含む）を行うことができる。</p> <p>(3) 担当監督員は、清掃業務現場において、清掃業務履行方法等について必要な指示を行うことができる。</p> <p>(4) 担当監督員の権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げる事項のほか、主任監督員の権限と行為とされる事項のうち、次の各号に掲げるものを主任監督員の指示に基づき行うものとする。</p> <p>イ 清掃契約書第 7 条第 2 項第 2 号に掲げる権限</p> <p>ロ その他主任監督員が必要と認める事項</p> <p>4 施行管理員</p> <p>総括監督員は、担当監督員を補助させるために施行管理員を定め、前項(2)から(4)に規定する担当監督員の行為を行使させることができるものとする。</p> <p>5 監督職員は、その権限を行使するときは、「工事打合せ簿」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他の理由により、受注者に対して口頭による指示又は承諾を行ったときは、受注者は、当該指示又は承諾に従わなければならない。</p> <p>6 前項の口頭による指示又は承諾は、当該指示又は承諾の日から 7 日以内に、工事打合せ簿により、監督職員と受注者の間において確認されなければならない。</p>	
<p>新:16 旧:15</p>	<p>1. 1. 16 現場代理人等</p> <p>1 受注者は、現場代理人、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、専任の元方安全衛生管理者（以下「元方安全衛生管理者」という。）及び、清掃業務総括責任者を定め、契約締結後 14 日以内に、「現場代理人等選定通知書」に経歴書を添えて提出しなければならない。</p> <p>2 受注者は、元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等、その職務を遂行できないときは、その職務を代行する者（以下「元方安全衛生管理代理者」という。）をあらかじめ定め、契約締結後 14 日以内に前項の「現場代理人等選定通知書」を提出しなければならない。</p> <p>3 清掃契約書第 8 条の規定に基づき設置する現場代理人、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者及び清掃業務総括責任者は受注者に所属する者とする。ただし、統括安全衛生責任者は、1.3.2 第 6 項に該当する場合は、この限りではない。なお、受注者に所属する者とは、受注者と直接かつ恒常的な雇用関係にある者で派遣社員及びアルバイトを除く。</p> <p>4 受注者は、入札前に技術資料を提出した清掃業務にあつては現場代理人を、技術資料に記載した</p>	<p>1. 1. 16 現場代理人等</p> <p>1 受注者は、現場代理人、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、専任の元方安全衛生管理者（以下「元方安全衛生管理者」という。）及び、清掃業務総括責任者を定め、契約締結後 14 日以内に、「現場代理人等選定通知書」に経歴書を添えて提出しなければならない。</p> <p>2 受注者は、元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等、その職務を遂行できないときは、その職務を代行する者（以下「元方安全衛生管理代理者」という。）をあらかじめ定め、契約締結後 14 日以内に前項の「現場代理人等選定通知書」を提出しなければならない。</p> <p>3 清掃契約書第 8 条の規定に基づき設置する現場代理人、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者及び清掃業務総括責任者は受注者に所属する者とする。ただし、統括安全衛生責任者は、1.3.2 第 6 項に該当する場合は、この限りではない。なお、受注者に所属する者とは、受注者と直接かつ恒常的な雇用関係にある者で派遣社員及びアルバイトを除く。</p> <p>4 受注者は、入札前に一般競争における競争参加資格確認資料等の技術資料を提出した清掃業務に</p>	<p>削除</p>

頁	新：清掃業務共通仕様書(平成 30 年 07 月)	旧：清掃業務共通仕様書(平成 29 年 02 月)	改訂内容
	<p>配置予定技術者の中から選定しなければならない。</p> <p>なお、特殊な事情により配置予定技術者の中から選定することが困難な場合にあっては、現場代理人等の「変更承諾申請書」を提出し、総括監督員の承諾を得て技術資料に記載した技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定するものとする。また、選定後に技術資料に記載した者以外のものに特殊な事情により変更しようとする場合にあっては、変更前の技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定したうえで「現場代理人等の変更承諾申請書」を提出し、総括監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>ここでの特殊な事情とは、次に掲げる場合とし、(2)、(3)の交代の時期は、工事の継続性、品質確保等に支障が生じないようにしなければならない。</p> <p>(1) 病気、死亡、退職、出産、育児、介護等、やむを得ない場合</p> <p>(2) 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合</p> <p>(3) 契約工期が多年に及ぶ場合</p> <p>5 受注者は、第 1 項の現場代理人等を変更した場合は、変更後 14 日以内に「変更選定通知書」を提出しなければならない。</p> <p>6 受注者は、第 1 項の現場代理人及び清掃業務総括責任者の選定に当たっては、次に掲げる者を選定しなければならない。</p> <p>(1) 現場代理人 原則として、他の工事との兼任を認めないものとする。</p> <p>(2) 清掃業務総括責任者 清掃業務における、現場（補修基地を含む。）に常駐して、清掃作業の各現場を総括管理する責任者。なお、その者は、原則として他の工事との兼任を認めないものとする。</p> <p>7 受注者は、第 1 項の総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者並びに第 2 項の元方安全衛生管理代理者の選定にあたっては、次に掲げる者を選定しなければならない。</p> <p>(1) 総括安全衛生監理者 受注者から店社において受注清掃業務履行現場の安全衛生について統括安全衛生責任者の指導・監督する権限を与えられた者</p> <p>(2) 統括安全衛生責任者 労働安全衛生法第 15 条に規定する統括安全衛生責任者（当該場所においてその実施を統括管理する者）</p> <p>(3) 元方安全衛生管理者 労働安全衛生法第 15 条の 2 に規定する元方安全衛生管理者で、工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者</p> <p>(4) 元方安全衛生管理代理者 労働安全衛生法第 15 条の 2 に規定する元方安全衛生管理者と同等の資格及び権限を有し、工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者</p>	<p>あつては現場代理人を、技術資料に記載した配置予定技術者の中から選定しなければならない。</p> <p>なお、特殊な事情により配置予定技術者の中から選定することが困難な場合にあっては、現場代理人等の「変更承諾申請書」を提出し、総括監督員の承諾を得て技術資料に記載した技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定するものとする。また、選定後に技術資料に記載した者以外のものに特殊な事情により変更しようとする場合にあっては、変更前の技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定したうえで「現場代理人等の変更承諾申請書」を提出し、総括監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>ここでの特殊な事情とは、次に掲げる場合とし、(2)、(3)の交代の時期は、工事の継続性、品質確保等に支障が生じないようにしなければならない。</p> <p>(1) 病気、死亡、退職、出産、育児、介護等、やむを得ない場合</p> <p>(2) 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合</p> <p>(3) 契約工期が多年に及ぶ場合</p> <p>5 受注者は、第 1 項の現場代理人等を変更した場合は、変更後 14 日以内に「変更選定通知書」を提出しなければならない。</p> <p>6 受注者は、第 1 項の現場代理人及び清掃業務総括責任者の選定に当たっては、次に掲げる者を選定しなければならない。</p> <p>(1) 現場代理人 原則として、他の工事との兼任を認めないものとする。</p> <p>(2) 清掃業務総括責任者 清掃業務における、現場（補修基地を含む。）に常駐して、清掃作業の各現場を総括管理する責任者。なお、その者は、原則として他の工事との兼任を認めないものとする。</p> <p>7 受注者は、第 1 項の総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者並びに第 2 項の元方安全衛生管理代理者の選定にあたっては、次に掲げる者を選定しなければならない。</p> <p>(1) 総括安全衛生監理者 受注者から店社において受注清掃業務履行現場の安全衛生について統括安全衛生責任者の指導・監督する権限を与えられた者</p> <p>(2) 統括安全衛生責任者 労働安全衛生法第 15 条に規定する統括安全衛生責任者（当該場所においてその実施を統括管理する者）</p> <p>(3) 元方安全衛生管理者 労働安全衛生法第 15 条の 2 に規定する元方安全衛生管理者で、工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者</p> <p>(4) 元方安全衛生管理代理者 労働安全衛生法第 15 条の 2 に規定する元方安全衛生管理者と同等の資格及び権限を有し、工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者</p>	
			(略)
<p>新:20 旧:18</p>	<p>1. 1. 25 清掃業務の中止</p> <p>1 発注者は、清掃契約書第 15 条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、受注者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、清掃業務の全部又は一部の遂行について一時中止を命じることができる。</p> <p>(1) 関連する他の工事により、清掃業務の履行を不相当と認めた場合。</p> <p>(2) 第三者、受注者、使用人及び監督職員の安全のため必要があると認める場合。</p> <p>(3) 天候条件の変化により、作業が不相当なとき。</p> <p>(4) 交通渋滞が激しく、作業の続行が困難なとき。</p> <p>(5) 受注者が契約書類に違反した場合又は監督職員の指示に従わない場合。</p> <p>2 受注者は、清掃業務中止期間において、補修基地に搬入した清掃業務に必要な機械器具等について、監督職員と協議の上、清掃業務の維持保全に努めるとともに、清掃業務の続行に備えて必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 工事の一時中止については「工事一時中止ガイドライン（首都高速道路株式会社）」を遵守して行うものとする。</p>	<p>1. 1. 25 清掃業務の中止</p> <p>1 発注者は、清掃契約書第 15 条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、受注者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、清掃業務の全部又は一部の遂行について一時中止を命じることができる。</p> <p>(1) 関連する他の工事により、清掃業務の履行を不相当と認めた場合。</p> <p>(2) 第三者、請負者、使用人及び監督職員の安全のため必要があると認める場合。</p> <p>(3) 天候条件の変化により、作業が不相当なとき。</p> <p>(4) 交通渋滞が激しく、作業の続行が困難なとき。</p> <p>(5) 受注者が契約書類に違反した場合又は監督職員の指示に従わない場合。</p> <p>2 受注者は、清掃業務中止期間において、補修基地に搬入した清掃業務に必要な機械器具等について、監督職員と協議の上、清掃業務の維持保全に努めるとともに、清掃業務の続行に備えて必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 工事の一時中止については「工事一時中止ガイドライン（首都高速道路株式会社）」を遵守して行うものとする。</p>	変更
			(略)
<p>新:22 旧:21</p>	<p>1. 1. 34 過積載等の防止</p> <p>1 受注者は、ダンプカー等大型貨物自動車による土砂、大型の業務用資材及び機械などの運搬を伴</p>	<p>1. 1. 34 過積載等の防止</p> <p>1 受注者は、ダンプカー等大型貨物自動車による土砂、大型の業務用資材及び機械などの運搬を伴</p>	変更

頁	新：清掃業務共通仕様書(平成 30 年 07 月)	旧：清掃業務共通仕様書(平成 29 年 02 月)	改訂内容
	<p>う業務の履行については、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故防止等に関する特別措置法」及び「車両制限令」に基づき、関係機関と協議して、通行道路、通行期間、交通誘導員の配置、標識・安全施設等の設置場所その他交通安全対策上必要な事項について、清掃作業計画書に記載しなければならない。</p> <p>2 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、「車両制限令」第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、「道路法」第 47 条の 2 に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、「道路交通法施行令」第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときには、「道路交通法」第 57 条に基づき許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p>3 受注者は、土砂、資材等の運搬にあたっては、ダンプカー等大型貨物自動車の過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従い、次の各号を遵守しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法に定める表示番号等を表示した車両を使用し、産業廃棄物運搬車等を目的外に使用しないこと。 (2) 積載重量制限を超過して業務用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。 (3) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。 (4) 資材等の過積載を防止するため、資材等の購入等に当たっては、下請事業者等の利益を不当に害することのないようにすること。 (5) さし枠装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。 (6) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。 (7) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。 (8) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下「法」という。)の目的に鑑み、同法第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。 (9) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。 (10) 以上のことにつき、下請負契約における受注者を指導すること。 	<p>う業務の履行については、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故防止等に関する特別措置法(昭和 42 年法律第 131 号)及び車両制限令(昭和 36 年政令第 265 号)に基づき、関係機関と協議して、通行道路、通行期間、交通誘導員の配置、標識・安全施設等の設置場所その他交通安全対策上必要な事項について、清掃作業計画書に記載しなければならない。なお、車両制限令(昭和 36 年政令第 265 号)第 3 条第 1 項に定める制限を超えて業務用資材及び機械等を運搬する場合は、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 47 条の 2 の許可を受けるものとする。</p> <p>2 受注者は、土砂、資材等の運搬にあたっては、ダンプカー等大型貨物自動車の過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従い、次の各号を遵守しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法に定める表示番号等を表示した車両を使用し、産業廃棄物運搬車等を目的外に使用しないこと。 (2) 積載重量制限を超過して業務用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。 (3) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。 (4) 資材等の過積載を防止するため、資材等の購入等に当たっては、下請事業者等の利益を不当に害することのないようにすること。 (5) さし枠装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。 (6) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。 (7) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。 (8) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下「法」という。)の目的に鑑み、同法第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。 (9) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。 (10) 以上のことにつき、下請負契約における受注者を指導すること。 	
			(略)
新:24 旧:23	<p>1. 1. 38 用紙の仕様</p> <p>受注者は、仕様書に規定された提出書類について、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(以下、「グリーン購入法」という。)第 6 条に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された用紙を使用しなければならない。</p>	<p>1. 1. 38 用紙の仕様</p> <p>受注者は、仕様書に規定された提出書類について、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号)」(以下、「グリーン購入法」という。)第 6 条に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された用紙を使用しなければならない。</p>	変更
	<p>第 2 節 照 査</p>	<p>第 2 節 照 査</p>	
新:25 旧:24	<p>1. 2. 1 設計図書等の照査</p> <p>受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に設計図書の原図若しくは電子データを貸与することができる。ただし、各種要領等については、受注者が備えるものとする。</p>	<p>1. 2. 1 設計図書等の照査</p> <p>受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に設計図書の原図若しくは電子データを貸与することができる。ただし、主本工事共通仕様書、主本材料共通仕様書その他各種要領等販売されているものについては、受注者が備えるものとする。</p>	削除
	<p>第 3 節 清掃業務管理</p>	<p>第 3 節 清掃業務管理</p>	
			(略)
新:26 旧:25	<p>1. 3. 3 清掃作業計画書</p> <p>1 受注者は、契約後速やかに次の各号に掲げる事項を記載した「清掃作業計画書」を提出しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。なお、積雪凍結対策作業については、第 3 章 3.4 に規定する「積雪凍結対策作業計画」を作成し、記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 清掃業務概要 (2) 清掃業務履行体制 (3) 緊急時の体制 (連絡体制含む) (4) 車両等使用計画 (5) 作業計画 (保安規制、路面清掃順路図を含む) 	<p>1. 3. 3 清掃作業計画書</p> <p>1 受注者は、契約後速やかに次の各号に掲げる事項を記載した「清掃作業計画書」を提出しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。なお、積雪凍結対策作業については、第 3 章 3.4 に規定する「積雪凍結対策作業計画」を作成し、記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 清掃業務概要 (2) 清掃業務履行体制 (3) 緊急時の体制 (連絡体制含む) (4) 車両等使用計画 (5) 作業計画 (保安規制、路面清掃順路図を含む) 	変更

頁	新：清掃業務共通仕様書(平成 30 年 07 月)	旧：清掃業務共通仕様書(平成 29 年 02 月)	改訂内容
	<p>(6) 積雪凍結対策作業計画 (7) 支給材料及び貸与品の管理 (8) 土砂等搬送計画 (9) 環境対策 (10) 安全衛生管理 (11) 防災対策計画 (12) 社内検査体制（作業毎の検査責任者及び検査項目を記載する。） (13) 清掃廃棄物処理計画 (14) その他必要と認められる事項(ETC 業務用カードの管理等)</p> <p>2 受注者は、「清掃作業計画書」の内容に変更が生じた場合には、その都度当該清掃業務に着手する前に「変更清掃作業計画書」を提出しなければならない。なお、その後変更が生じた場合には、その都度、当該箇所について「変更清掃作業計画書」の差替えを行い、合わせて削除、追記等その変更内容を記した履歴簿を添付すること。</p> <p>3 受注者は、作業ごとの施工体制、細部計画等清掃業務の進捗にあわせて作業計画を立てる必要がある場合には、監督職員の承諾を得て、清掃作業計画書又は変更清掃作業計画書を分割することができる。ただし、この場合においても当該工種の施工に着手する前に提出しなければならない。</p>	<p>(6) 積雪凍結対策作業計画 (7) 支給材料及び貸与品の管理 (8) 土砂等搬送計画 (9) 環境対策 (10) 安全衛生管理 (11) 防災対策計画 (12) 社内検査体制（作業毎の検査責任者及び検査項目を記載する。） (13) 清掃廃棄物処理計画 (14) その他必要と認められる事項(業務用ETC カードの管理等)</p> <p>2 受注者は、「清掃作業計画書」の内容に変更が生じた場合には、その都度当該清掃業務に着手する前に「変更清掃作業計画書」を提出しなければならない。なお、その後変更が生じた場合には、その都度、当該箇所について「変更清掃作業計画書」の差替えを行い、合わせて削除、追記等その変更内容を記した履歴簿を添付すること。</p> <p>3 受注者は、作業ごとの施工体制、細部計画等清掃業務の進捗にあわせて作業計画を立てる必要がある場合には、監督職員の承諾を得て、清掃作業計画書又は変更清掃作業計画書を分割することができる。ただし、この場合においても当該工種の施工に着手する前に提出しなければならない。</p>	
			(略)
<p>新:27 旧:26</p>	<p>1. 3. 6 ETC 業務用カードの貸与</p> <p>1 受注者は、清掃業務（供用中の首都高速道路を通行しなければ作業が困難なものに限る）のため、首都高速道路上（営業路線）へ入る場合は、原則として ETC 業務用カードによらなければならない。</p> <p>2 受注者は、首都高速道路（営業路線）へ入るために必要な ETC 業務用カードについては、交付申請することにより、必要枚数を請求することができる。</p> <p>3 受注者は、ETC 車載器を自らの負担により設置しなければならない。</p> <p>4 受注者は、貸付を受けた ETC 業務用カード 1 枚毎に、毎月末に「使用報告書」を提出しなければならない。なお、「使用報告書」の内容について、監督職員が確認を求める場合がある。</p> <p>5 受注者は、ETC 業務用カードの使用においては、紛失及び不正使用の防止に努め、その管理方法について「清掃作業計画書」に記載しなければならない。</p> <p>6 受注者は、受注者の責による ETC 業務用カードの紛失及び紛失に伴う第三者の不正使用により当社が被った損害については賠償しなければならない。</p> <p>7 受注者は、ETC 車載器の搭載が困難な場合（短期リース車両等）や特別な事情のある場合は、貸与した ETC 業務用カードを使って ICCR 方式により首都高速道路（営業路線）に入ること。</p>	<p>1. 3. 6 ETC 業務用カードの貸与</p> <p>1 受注者は、清掃業務（供用中の首都高速道路を通行しなければ作業が困難なものに限る）のため、首都高速道路上（営業路線）へ入る場合は、原則として ETC 業務用カードによらなければならない。</p> <p>2 受注者は、首都高速道路（営業路線）へ入るために必要な ETC 業務用カードについては、交付申請することにより、必要枚数を請求することができる。</p> <p>3 受注者は、ETC 車載器を自らの負担により設置しなければならない。</p> <p>4 受注者は、貸付を受けた ETC 業務用カード 1 枚毎に、毎月末に「使用報告書」を提出しなければならない。なお、「使用報告書」の内容について、監督職員が確認を求める場合がある。</p> <p>5 受注者は、ETC 業務用カードの使用においては、紛失及び不正使用の防止に努め、その管理方法について「清掃作業計画書」に記載しなければならない。</p> <p>6 受注者は、請負者の責による ETC 業務用カードの紛失及び紛失に伴う第三者の不正使用により当社が被った損害については賠償しなければならない。</p> <p>7 受注者は、ETC 車載器の搭載が困難な場合（短期リース車両等）や特別な事情のある場合は、貸与した ETC 業務用カードを使って ICCR 方式により首都高速道路（営業路線）に入ること。</p>	変更
			(略)
<p>新:29 旧:28</p>	<p>1. 3. 11 環境保全</p> <p>1 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和 62 年 4 月 16 日）、関連法令及び条例並びに設計図書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び清掃業務の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。</p> <p>2 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ、監督職員に連絡しなければならない。また、第三者から環境問題に関する苦情があった場合には、受注者は、1. 1. 9 の規定に従い対応しなければならない。</p> <p>3 受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。</p> <p>4 受注者は、水中に工事中資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。</p> <p>5 受注者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領第 1 編（平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成 24 年 3 月 23 日付国土交通省告示第 318 号）」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成 23 年 7 月 13 日付国総環リ第 1 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施され</p>	<p>1. 3. 11 環境保全</p> <p>1 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和 62 年 4 月 16 日）、関連法令及び条例並びに設計図書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び清掃業務の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。</p> <p>2 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに報告し、監督職員から指示があったときは、それに従わなければならない。第三者から環境問題に関する苦情があった場合には、受注者は、1. 1. 9 の規定に従い対応しなければならない。</p> <p>3 受注者は、ディーゼル自動車の排出ガスに含まれる粒子状物質の削減を図るため、東京都が定める「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」や同様に神奈川県、埼玉県、千葉県、横浜市、川崎市、さいたま市等が定める条例を遵守し、規制適合車を使用しなくてはならない。</p> <p>4 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の自動車又は建設機械を使用する場合は、JIS が定める規格に適合した燃料油を使用しなければならない。また、調査のため自動車又は建設機械から燃料油を採取する際は、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。</p>	変更

頁	新：清掃業務共通仕様書(平成 30 年 07 月)	旧：清掃業務共通仕様書(平成 29 年 02 月)	改訂内容
	<p>た民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>受注者は、トンネル坑内作業において表 1-1-2 に示す建設機械を使用する場合は、2011 年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(平成 28 年 11 月 11 日経済産業省・国土交通省・環境省令第 2 号) 16 条第 1 項第 2 号もしくは第 20 条第 1 項第 2 号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号)」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成 23 年 7 月 13 日付国総環リ第 1 号)に基づき指定されたトンネル工専用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工専用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。トンネル工専用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置(黒煙浄化装置付)を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>6 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。</p> <p>7 受注者は、ディーゼル規制に関する条例等を遵守し、規制適合車を使用しなくてはならない。なお、各都県の条例の名称は以下の通りである。</p> <p>(1) 東京都：都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (平成 12 年 12 月 22 日条例第 215 号)</p> <p>(2) 神奈川県：神奈川県生活環境の保全等に関する条例 (平成 9 年 10 月 17 日条例第 35 号)</p> <p>(3) 埼玉県：埼玉県生活環境保全条例 (平成 13 年 7 月 17 日条例第 57 号)</p> <p>(4) 千葉県：千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例 (平成 14 年 3 月 26 日条例第 2 号)</p> <p>8 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年 3 月 30 日改正)によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示、平成 13 年 4 月 9 日改正)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変換が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。</p> <p>9 受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達に関する法律(平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号。「グリーン購入法」という。)第 2 条に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p>(1) グリーン購入法第 6 条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。また、その調達実績について、監督職員から求められた場合には、集計結果を監督職員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督職員の指示による。</p> <p>(2) グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。</p>		
			(略)
<p>新:31 旧:28</p>	<p>1. 3. 13 支給材料及び貸与品</p> <p>支給材料及び貸与品については、清掃契約書第 11 条の規定によるほか、次の各号によらなければならない。</p> <p>一 清掃契約書第 11 条第 1 項に規定する「引渡場所」について、設計図書に記載がない場合は、監督職員の指示によらなければならない。</p> <p>二 受注者は、清掃契約書第 11 条第 1 項の規定に基づき、支給材料及び貸与品の支給を受ける場合には、速やかに「支給材料・貸与材料使用明細書」を提出しなければならない。</p>	<p>1. 3. 13 支給材料及び貸与品</p> <p>支給材料及び貸与品については、清掃契約書第 11 条の規定によるほか、次の各号によらなければならない。</p> <p>一 清掃契約書第 11 条第 1 項に規定する「引渡場所」について、設計図書に記載がない場合は、監督職員の指示によらなければならない。</p> <p>二 受注者は、清掃契約書第 11 条第 1 項の規定に基づき、支給材料及び貸与品の支給を受ける場合には、速やかに「支給材料・貸与材料使用明細書」を提出しなければならない。</p>	<p>追加</p>

頁	新：清掃業務共通仕様書(平成 30 年 07 月)	旧：清掃業務共通仕様書(平成 29 年 02 月)	改訂内容
	<p>三 受注者は、支給材料又は貸与品の保管場所の整備を行い、支給材料又は貸与品の受け入れに支障のないようにしなければならない。この場合において、保管場所の位置、面積、構造等及び支給材料又は貸与品の貯蔵方法等について監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>四 受注者は、支給材料又は貸与品について、当社から支給又は貸与されたものであることを明らかに識別できるようにしておかなければならない。</p> <p>五 受注者は、支給材料又は貸与品については、設計図書で定められた使用目的以外の用途に使用してはならない。</p> <p>六 受注者は、毎月 5 日までに「支給材料・貸与品使用管理状況一覧表」を提出し、支給材料及び貸与品について、前月分の使用及び保管の状況を明らかにしなければならない。</p> <p>七 受注者は、当社から貸与される機械器具の使用にあたっては、当社制定の機械器具貸与仕様書の規定によらなければならない。</p> <p>八 受注者は、清掃契約書第 11 条第 9 項に定める「不用となった支給材料又は貸与品の返還」については、「返還材料調書」又は「貸与材料返還通知書」を提出し、監督職員の指示を受けなければならない。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできない。</p>	<p>三 受注者は、支給材料又は貸与品の保管場所の整備を行い、支給材料又は貸与品の受け入れに支障のないようにしなければならない。この場合において、保管場所の位置、面積、構造等及び支給材料又は貸与品の貯蔵方法等について監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>四 受注者は、支給材料又は貸与品について、当社から支給又は貸与されたものであることを明らかに識別できるようにしておかなければならない。</p> <p>五 受注者は、支給材料又は貸与品については、設計図書で定められた使用目的以外の用途に使用してはならない。</p> <p>六 受注者は、毎月 5 日までに「支給材料・貸与品使用管理状況一覧表」を提出し、支給材料及び貸与品について、前月分の使用及び保管の状況を明らかにしなければならない。</p> <p>七 受注者は、当社から貸与される機械器具の使用にあたっては、機械器具貸与仕様書の規定によらなければならない。</p> <p>八 受注者は、清掃契約書第 11 条第 9 項に定める「不用となった支給材料又は貸与品の返還」については、「返還材料調書」又は「貸与材料返還通知書」を提出し、監督職員の指示を受けなければならない。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできない。</p>	
			(略)
	第 4 節 安全衛生管理	第 4 節 安全衛生管理	
新:33 旧:30	<p>1. 4. 1 一般</p> <p>1 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達、平成 5 年 1 月 12 日）や騒音障害防止のためのガイドライン(労働省 平成 4 年 10 月)を遵守するとともに、当社制定の「土木工事安全衛生管理指針」及び「建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達 平成 17 年 3 月 31 日改正）」を参考にして、常に清掃業務の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。なお、上記指針は当該清掃業務の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>2 受注者は、清掃業務の履行中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となる行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。</p> <p>3 受注者は、作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。</p> <p>4 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。</p>	<p>1. 4. 1 一般</p> <p>1 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達、平成 5 年 1 月 12 日）を遵守するとともに、当社制定の「土木工事安全衛生管理指針」及び「建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達 平成 17 年 3 月 31 日改正）」を参考にして、常に清掃業務の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。なお、上記指針は当該清掃業務の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>2 受注者は、清掃業務の履行中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となる行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。</p> <p>3 受注者は、作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。</p>	追加
新:33 旧:30	<p>1. 4. 2 総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者</p> <p>1 受注者は、1.1.16 に規定する総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者を配置し、安全衛生管理の業務に従事させなければならない。統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者は、現場又は補修基地に常駐させなければならない。</p> <p>2 総括安全衛生監理者は、次に掲げる業務を遂行しなければならない。</p> <p>(1) 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。</p> <p>(2) 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。</p> <p>(3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。</p> <p>(4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。</p> <p>(5) 毎月 1 回以上清掃業務履行現場内外を巡視して清掃業務の状況を把握し、清掃作業計画書のとおり清掃業務の履行及び安全衛生管理が行われているかどうかの確認をすること。</p> <p>(6) 清掃業務を進める上で安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、統括安全衛生責任者に速やかに処置を指示すること。</p> <p>(7) 現場で組織される安全協議会等に随時参加し、安全衛生に必要な業務を行うこと。</p> <p>(8) その他労働災害を防止するための措置に関すること。</p> <p>3 統括安全衛生責任者は、清掃業務現場又は補修基地に常駐し、労働安全衛生法第 15 条及び第 30 条第 1 項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を管理しなければならない。</p> <p>(1) 清掃業務を進める上で、安全衛生管理に関する改善等を行う場合は、直ちに処置し、その結果をとりまとめたうえで監督職員に報告しなければならない。</p> <p>(2) 災害及び事故が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、直ちに付近住民、一般通行人その他の第三者及び必要があるときは労働者等を清掃業務現場周辺から退去させ、報告するとともに関係機関に連絡しなければならない。</p>	<p>1. 4. 2 総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者</p> <p>1 受注者は、1.1.16 に規定する総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者を配置し、安全衛生管理の業務に従事させなければならない。統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者は、現場又は補修基地に常駐させなければならない。</p> <p>2 総括安全衛生監理者は、次に掲げる業務を遂行しなければならない。</p> <p>(1) 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。</p> <p>(2) 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。</p> <p>(3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。</p> <p>(4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。</p> <p>(5) 毎月 1 回以上清掃業務履行現場内外を巡視して清掃業務の状況を把握し、清掃作業計画書のとおり清掃業務の履行及び安全衛生管理が行われているかどうかの確認をすること。</p> <p>(6) 清掃業務を進める上で安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、統括安全衛生責任者に速やかに処置を指示すること。</p> <p>(7) 現場で組織される安全協議会等に随時参加し、安全衛生に必要な業務を行うこと。</p> <p>(8) その他労働災害を防止するための措置に関すること。</p> <p>3 統括安全衛生責任者は、清掃業務現場又は補修基地に常駐し、労働安全衛生法第 15 条及び第 30 条第 1 項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を管理しなければならない。</p> <p>(1) 清掃業務を進める上で、安全衛生管理に関する改善等を行う場合は、直ちに処置し、その結果をとりまとめたうえで監督職員に報告しなければならない。</p> <p>(2) 災害及び事故が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、直ちに付近住民、一般通行人その他の第三者及び必要があるときは労働者等を清掃業務現場周辺から退去させ、報告するとともに関係機関に連絡しなければならない。</p>	変更

頁	新：清掃業務共通仕様書(平成 30 年 07 月)	旧：清掃業務共通仕様書(平成 29 年 02 月)	改訂内容
	<p>4 元方安全衛生管理者は、清掃業務現場又は補修基地に常駐し、労働安全衛生法第 15 条の 2 及び第 30 条第 1 項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を管理しなければならない。 なお、元方安全衛生管理者は、他の技術者と兼務できない。</p> <p>(1) 清掃業務を進める上で、安全衛生管理に関する改善等を行う場合は、統括安全衛生責任者と連絡を密にして、速やかに処置すること。</p> <p>(2) 安全衛生管理について、安全衛生管理日誌を毎日作成し、監督職員が請求した場合及びしゅん功検査、一部しゅん功検査、中間検査時に提示すること。提示のみを義務づけるが、納品は不要とする。なお、様式については、当社で定めるものを標準とするが、受注者が標準ではない様式を希望する場合には、予め清掃作業計画書にその様式を添付し、監督職員の承諾を得ることにより、標準の様式に代えることができるものとする。</p> <p>5 元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等その職務を遂行できないときは、清掃業務現場又は補修基地に常駐し、前項に定める元方安全衛生管理者の業務を遂行しなければならない。 なお、元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者が不在となる等、その職務を遂行できないときにあっては、他の技術者と兼務できない。</p> <p>6 主任監督員は、一の場所において二以上の工事が混在して施工をする場合、労働安全衛生法第 30 条第 2 項の規定により、受注者と協議の上、現場を統括管理する主たる統括安全衛生管理義務者（原則として統括安全衛生責任者）を指名し通知するものとする。</p> <p>7 受注者は、清掃業務中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p>	<p>4 元方安全衛生管理者は、清掃業務現場又は補修基地に常駐し、労働安全衛生法第 15 条の 2 及び第 30 条第 1 項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を管理しなければならない。 なお、元方安全衛生管理者は、他の技術者と兼務できない。</p> <p>(1) 清掃業務を進める上で、安全衛生管理に関する改善等を行う場合は、統括安全衛生責任者と連絡を密にして、速やかに処置すること。</p> <p>(2) 安全衛生管理について、安全衛生管理日誌を毎日作成し、監督職員が請求した場合及び工事検査室工事検査課による検査時に提示すること。提示のみを義務づけるが、納品は不要とする。なお、様式については、当社で定めるものを標準とするが、受注者が標準ではない様式を希望する場合には、予め清掃作業計画書にその様式を添付し、監督職員の承諾を得ることにより、標準の様式に代えることができるものとする。</p> <p>5 元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等その職務を遂行できないときは、清掃業務現場又は補修基地に常駐し、前項に定める元方安全衛生管理者の業務を遂行しなければならない。 なお、元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者が不在となる等、その職務を遂行できないときにあっては、他の技術者と兼務できない。</p> <p>6 主任監督員は、一の場所において二以上の工事が混在して施工をする場合、労働安全衛生法第 30 条第 2 項の規定により、受注者と協議の上、現場を統括管理する主たる統括安全衛生管理義務者（原則として統括安全衛生責任者）を指名し通知するものとする。</p> <p>7 受注者は、清掃業務中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p>	
			(略)
新:38 旧:35	第 5 節 監督職員が行う検査	第 5 節 監督職員が行う検査	
新:39 旧:36	<p>1. 5. 1 一般 監督職員は、設計図書及び施工指示書に定められた作業内容及び品質を確保するため、書類又は立会により、作業内容、品質、数量等を確認する検査を行うものとする。この場合において、受注者が 1.3.7 により提示した現場社内検査の結果を参考とする。</p>	<p>1. 5. 1 一般 監督職員は、設計図書及び施工指示書に定められた作業内容及び品質を確保するため、書類又は立会により、作業内容、品質、数量等を確認する検査を行うものとする。この場合において、受注者が 1.3.7 により提示した現場社内検査の結果を参考とする。</p>	
新:39 旧:36	<p>1. 5. 2 検査</p> <p>1 受注者は、主任監督員があらかじめ担当監督員の検査を受けるよう指示した事項については、担当監督員の検査を受けなければならない。</p> <p>2 監督職員は、清掃業務履行期間中、清掃業務のすべてについて検査を行うことができる。この場合において、受注者は、検査を円滑に実施するため、情報提供及び協力を行わなければならない。</p> <p>3 受注者は、現場監督員が出来形及び品質の確認のために資料の提出を求めたときは、これに従わなければならない。</p> <p>4 受注者は、第 1 項及び第 2 項の検査には、1.3.7 第 3 項に規定する現場社内検査責任者を臨場させなければならない。</p> <p>5 受注者は、自ら補修又は改作を行うときは、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>1. 5. 2 検査</p> <p>1 受注者は、主任監督員があらかじめ担当監督員の検査を受けるよう指示した事項については、担当監督員の検査を受けなければならない。</p> <p>2 監督職員は、清掃業務履行期間中、清掃業務のすべてについて検査を行うことができる。この場合において、受注者は、検査を円滑に実施するため、情報提供及び協力を行わなければならない。</p> <p>3 受注者は、現場監督員が出来形及び品質の確認のために資料の提出を求めたときは、これに従わなければならない。</p> <p>4 受注者は、第 1 項及び第 2 項の検査には、1.3.7 第 3 項に規定する現場社内検査責任者を臨場させなければならない。</p> <p>5 受注者は、自ら補修又は改作を行うときは、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	
新:39 旧:36	<p>1. 5. 3 検査又は立会の時間 現場監督員による検査及び立会の時間は、当社の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると現場監督員が認めた場合若しくは指示した場合はこの限りではない。</p>	<p>1. 5. 3 検査又は立会の時間 現場監督員による検査及び立会の時間は、当社の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると現場監督員が認めた場合若しくは指示した場合はこの限りではない。</p>	
新:39 旧:36	<p>1. 5. 4 検査に必要な費用 清掃契約書第 19 条第 3 項に規定する「直接要する費用」とは、検査及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備のために必要な費用をいう。</p>	<p>1. 5. 4 検査に必要な費用 清掃契約書第 19 条第 3 項に規定する「直接要する費用」とは、検査及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備のために必要な費用をいう。</p>	
新:39 旧:36	<p>1. 5. 5 立会の省略 現場監督員がやむを得ず立会を行うことができない場合には、当該立会を省略することができる。この場合において、事前に実施した受注者の現場社内検査（自主検査）をこれに替えることができる</p>	<p>1. 5. 5 立会の省略 現場監督員がやむを得ず立会を行うことができない場合には、当該立会を省略することができる。この場合において、事前に実施した受注者の現場社内検査（自主検査）をこれに替えることができる</p>	

頁	新：清掃業務共通仕様書(平成 30 年 07 月)	旧：清掃業務共通仕様書(平成 29 年 02 月)	改訂内容
	ものとする。なお、受注者は、社内検査の結果及び写真等の資料を整備し、現場監督員の 確認 を受けなければならない。	ものとする。なお、受注者は、社内検査の結果及び写真等の資料を整備し、現場監督員の 確認 を受けなければならない。	
新:39 旧:36	第 6 節 検査員等が行う検査	第 6 節 検査員等が行う検査	
新:40 旧:37	1. 6. 1 一般 1 検査員等は、監督職員及び受注者の臨場の上、次に掲げる検査を行うものとする。 (1) しゅん功検査 清掃契約書第 19 条第 2 項の規定に基づき、施工指示書により指示された清掃業務の終了を 確認 するための検査をいう。 2 総括監督員は、前項の検査に先立って、受注者に対して検査日を 通知 するものとする。	1. 6. 1 一般 1 検査員等は、監督職員及び受注者の臨場の上、次に掲げる検査を行うものとする。 (1) しゅん功検査 清掃契約書第 19 条第 2 項の規定に基づき、施工指示書により指示された清掃業務の終了を 確認 するための検査をいう。 2 総括監督員は、前項の検査に先立って、受注者に対して検査日を 通知 するものとする。	
新:40 旧:37	1. 6. 2 しゅん功検査 1 検査責任者は、清掃契約書第 19 条第 2 項に定める期間内に検査を完了し、当該検査の結果を受注者に 通知 するものとする。 2 受注者は、しゅん功検査を受けるに先立ち、社内において、当該清掃業務の管理について指導・監督する権限を与えられた社内検査責任者による社内検査を実施するとともに、「現場検査カード」を 提出 しなければならない。 3 受注者は、しゅん功検査に必要な資料の 提出 等について、あらかじめ監督職員と十分打合せを行い、その 指示 に従わなければならない。 4 受注者は、しゅん功検査に必要な人員、機材等を提供しなければならない。 5 しゅん功検査の内容 検査員等は、清掃業務を対象として、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 清掃業務の履行について、数量及び履行結果の検査を行う。 (2) 清掃業務管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。 6 立会人 (1) 検査員等は、検査に当たり、現場代理人のほか、当該現場代理人を指導監督する立場にある役職員の臨場を求めることができる。 (2) 検査員等は、検査に当たり、当該清掃業務の受注者のほか、必要に応じ、当該清掃業務に関連する他の工事の受注者の臨場を求めることができる。 7 修 補 (1) 検査責任者は、検査の結果、修補を必要と認めたときは不合格とし、受注者に対し、修補命令書により修補を命ずるものとする。 (2) 検査員等は、軽微な修補については、現地において、修補指示書により修補を 指示 することができる。この場合、修補の完了をもって合格とする。 (3) 検査員等は、前号以外のさらに軽微な修補については、現地において口頭で修補を 指示 することができる。この場合、修補完了後、監督職員の 確認 を受けなければならない。 (4) 受注者は、(1)により、検査責任者から修補命令書により修補を命じられたときは、検査責任者に「工事修補請書」を 提出 し、命じられた期間内に自らの責任と費用により修補を行い、修補完了後、直ちに修補完了通知書を検査責任者に 提出 し、検査責任者の再検査を受けなければならない。 (5) 受注者は、(2)により、検査員等から修補指示書により修補を 指示 されたときは、 指示 された期間内に自らの責任と費用により修補を行い、修補完了後、直ちに「修補完了届」を 提出 し、検査員等の 指示 する方法により修補完了の 確認 を受けなければならない。 (6) 受注者が、(5)の 指示 された期間内に修補を完了しなかったときには、当社は、清掃契約書第 22 条を適用し、工期の翌日もしくは当該修補指示書による 指示 の日から遅延に対する損害金を徴収することができる。	1. 6. 2 しゅん功検査 1 検査責任者は、清掃契約書第 19 条第 2 項に定める期間内に検査を完了し、当該検査の結果を受注者に 通知 するものとする。 2 受注者は、しゅん功検査を受けるに先立ち、社内において、当該清掃業務の管理について指導・監督する権限を与えられた社内検査責任者による社内検査を実施するとともに、「現場検査カード」を 提出 しなければならない。 3 受注者は、しゅん功検査に必要な資料の 提出 等について、あらかじめ監督職員と十分打合せを行い、その 指示 に従わなければならない。 4 受注者は、しゅん功検査に必要な人員、機材等を提供しなければならない。 5 しゅん功検査の内容 検査員等は、清掃業務を対象として、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 清掃業務の履行について、数量及び履行結果の検査を行う。 (2) 清掃業務管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。 6 立会人 (1) 検査員等は、検査に当たり、現場代理人のほか、当該現場代理人を指導監督する立場にある役職員の臨場を求めることができる。 (2) 検査員等は、検査に当たり、当該清掃業務の受注者のほか、必要に応じ、当該清掃業務に関連する他の工事の受注者の臨場を求めることができる。 7 修 補 (1) 検査責任者は、検査の結果、修補を必要と認めたときは不合格とし、受注者に対し、修補命令書により修補を命ずるものとする。 (2) 検査員等は、軽微な修補については、現地において、修補指示書により修補を 指示 することができる。この場合、修補の完了をもって合格とする。 (3) 検査員等は、前号以外のさらに軽微な修補については、現地において口頭で修補を 指示 することができる。この場合、修補完了後、監督職員の 確認 を受けなければならない。 (4) 受注者は、(1)により、検査責任者から修補命令書により修補を命じられたときは、検査責任者に「工事修補請書」を 提出 し、命じられた期間内に自らの責任と費用により修補を行い、修補完了後、直ちに修補完了通知書を検査責任者に 提出 し、検査責任者の再検査を受けなければならない。 (5) 受注者は、(2)により、検査員等から修補指示書により修補を 指示 されたときは、 指示 された期間内に自らの責任と費用により修補を行い、修補完了後、直ちに「修補完了届」を 提出 し、検査員等の 指示 する方法により修補完了の 確認 を受けなければならない。 (6) 受注者が、(5)の 指示 された期間内に修補を完了しなかったときには、当社は、清掃契約書第 22 条を適用し、工期の翌日もしくは当該修補指示書による 指示 の日から遅延に対する損害金を徴収することができる。	
	第 2 章 道路清掃業務	第 2 章 道路清掃業務	
			(略)
	第 3 節 排水施設清掃	第 3 節 排水施設清掃	

頁	新：清掃業務共通仕様書(平成30年07月)	旧：清掃業務共通仕様書(平成29年02月)	改訂内容
			(略)
新:48 旧:45	<p>2. 3. 5 排水管清掃</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 受注者は、あらかじめ受注範囲の排水系統、形状寸法、数量及び破損等の状況を調査し、確認するとともに、損傷が発見された場合は監督職員に報告しなければならない。 2 受注者は、高架部排水管の清掃にあたっては、排水樹の清掃を同時に行わなければならない。 3 受注者は、高架部排水管清掃後、排水管からの漏水、溢水等の有無を確認し、異常があった場合は必ず報告しなければならない。 4 受注者は、特殊排水管、鋼製排水溝、伸縮装置及びジョイントビット等特殊部の清掃方法については、1.3.3に規定する清掃業務計画書に記載しなければならない。 5 受注者は、土工部排水管の清掃方法について、設計図書に明示されていない場合は、監督職員の指示を受けなければならない。 6 受注者は、土工部管渠清掃後、管渠の状態を確認し、異常があれば速やかに報告しなければならない。 7 オートガードの蓋の開閉時は、セットピンの抜き差しを確実にし破損のないよう慎重に取扱い、作業終了後は所定の位置に収め、ガタツキが無いことを確認すること。 8 作業を一般道路上で行う場合は、当該道路の道路管理者及び所轄警察署等と協議し許可条件を遵守しなければならない。 	<p>2. 3. 5 排水管清掃</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 受注者は、あらかじめ受注範囲の排水系統、形状寸法、数量及び破損等の状況を調査し、確認するとともに、損傷が発見された場合は監督職員に報告しなければならない。 2 受注者は、高架部排水管の清掃にあたっては、排水樹の清掃を同時に行わなければならない。 3 受注者は、高架部排水管清掃後、排水管からの漏水、溢水等の有無を確認し、異常があった場合は必ず報告しなければならない。 4 請負者は、特殊排水管、鋼製排水溝、伸縮装置及びジョイントビット等特殊部の清掃方法については、1.3.3に規定する清掃業務計画書に記載しなければならない。 5 受注者は、土工部排水管の清掃方法について、設計図書に明示されていない場合は、監督職員の指示を受けなければならない。 6 請負者は、土工部管渠清掃後、管渠の状態を確認し、異常があれば速やかに報告しなければならない。 7 オートガードの蓋の開閉時は、セットピンの抜き差しを確実にし破損のないよう慎重に取扱い、作業終了後は所定の位置に収め、ガタツキが無いことを確認すること。 8 作業を一般道路上で行う場合は、当該道路の道路管理者及び所轄警察署等と協議し許可条件を遵守しなければならない。 	変更
			(略)

~~【資料編】~~

~~各技術者等の選定及び兼任表~~

旧：資料1

各技術者等の選定及び兼任表

削除

本人に対する他の技術者等				兼任の可否													
				技術者等 として選定された本人				施工管理			安全管理			照査管理		設計管理	
								現場代理人	主任技術者又は監理技術者	専門技術者	専任技術者	総括安全衛生監理者	統括安全衛生責任者	元方安全衛生管理者	元方安全衛生管理代理者	照査担当主任技術者	照査担当技術者
管理種別	名称	技術者等の所属	選定人数	当社へ委選定通知書による 通知の要否	○	△	×	○	△	×	○	△	×	○	△	×	
施工管理	現場代理人	元請負者	1人	必要	○	○	○	×	○	×	×	○	○	○	○	×	
	主任技術者又は監理技術者(専任)	元請負者	1人	必要	○	○	○	×	△	×	×	○	○	○	○	×	
	専門技術者(専任)	元請負者	複数人	必要	○	○	○	×	△	×	×	○	○	○	○	×	
		下請負者	複数人	不要	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	専任技術者(常駐)	元請負者	複数人	必要	○	○	○	×	△	×	×	○	○	○	○	×	
		下請負者	複数人	必要	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	総括安全衛生監理者	元請負者	1人	必要	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	
	統括安全衛生責任者(常駐)	元請負者	1人	必要	○	△	△	△	×	○	×	×	△	△	△	△	×
混在工事の他の元請負者		1人	必要	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×		
元方安全衛生管理者(専任)	元請負者	1人	必要	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×		
元方安全衛生管理代理者(常駐)	元請負者	1人	必要	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×		
照査管理 済本工事	照査担当主任技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	○	×	×	×	
	照査担当技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	×	○	×	×	
設計管理 付き工事	管理技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	×	○	×	×	
	照査技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	×	×	○	×	
	担当技術者	元請負者	複数人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	

○：各技術者等に必要とされる資格要件を満たすことにより兼任できる
 △：現場代理人と兼任しており、各技術者等に必要とされる資格要件を満たすことにより兼任できる
 ×：兼任できない